

久 御 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

1 . 開催日時 令和 7 年 7 月 7 日 (月) 午後 1 時 3 0 分

2 . 開催場所 久御山町役場 議会棟 4 階 特別会議室

3 . 出席委員

2 番	山	口	吉	広	
3 番	藤	本	直	樹	
5 番	岡	井	文	彦	
6 番	田	中	壽	嗣	
7 番	内	田	裕	夫	
8 番	石	塚	加	津	美
9 番	西	村	九	三	男
1 0 番	西	村	和	樹	
1 1 番	西	野	英	紀	
1 2 番	松	本	吉	博	
1 3 番	森		一	博	
1 4 番	加	瀬	千	代	
1 5 番	寺	内	一	郎	
1 7 番	内	田	孝	司	
1 8 番	村	田	良	文	
1 9 番	樋	口	敏	昭	
2 0 番	林		吉	一	

4 . 遅刻委員

4 番	上	田	幸	子
1 6 番	戸	田	治	巳

5 . 欠席委員

1 番	村	田	和	弘
-----	---	---	---	---

6. 会議録署名委員 3 番 藤 本 直 樹
 5 番 岡 井 文 彦

7. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	阪 田 智 子
農業委員会事務局次長	田 口 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	三 宅 七 聖

8. 議 事

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について (3 条許可)
議案第 2 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する 意見について (4 条許可)
議案第 3 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 (事業計画 変更) に対する意見について (5 条許可事業変更)
議案第 4 号	農用地利用集積等促進計画に係る要請について (貸借権設定)
議案第 5 号	農用地利用集積等促進計画に係る要請について (所有権移転)
報告第 1 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出 について (4 条届出)
報告第 2 号	2 アール未満の農業用施設建築 (設置) 届出について (農業用施設)
報告第 3 号	農地の使用貸借解約通知書について (使用貸借の合意解約)

9. 会議の経過

(事務局長)

皆さん、こんにちは。それでは、令和7年第7回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日は村田和弘委員より欠席届をいただいております。また、上田委員と戸田委員から少し遅れる旨、ご連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

本日の出席委員は、農業委員が14名中12名、農地利用最適化推進委員6名中5名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、さる6月26日に実施いたしました現地調査及び地域計画との整合を確認いただいた委員名を報告させていただきます。

3番 藤本委員

6番 田中会長

13番 森委員

15番 寺内委員

事務局2名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(上田委員 午後1時31分 入室)

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可) 2件

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に
対する意見について(4条許可) 1件

(会長)

議案第 3 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請（事業計画変更）に対する意見について （5 条許可事業変更）	1 件
議案第 4 号	農用地利用集積等促進計画に係る要請について （貸借権設定）	3 件
議案第 5 号	農用地利用集積等促進計画に係る要請について （所有権移転）	1 件
報告第 1 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について（4 条届出）	1 件
報告第 2 号	2 アール未満の農業用施設建築（設置）届出について（農業用施設）	2 件
報告第 3 号	農地の使用貸借解約通知書について （使用貸借の合意解約）	1 件

それでは、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名いたします。3 番の藤本委員、5 番の岡井委員、両名の方よりしくお願いを申し上げます。

それでは、議事に入ります。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、3 条許可及び議案第 5 号農用地利用集積等促進計画に係る要請について、所有権移転でございますが、これは資料を見ていただいたら関連性がございます。議案第 1 号と議案第 5 号は譲受人が同じ方で、位置図を見ていただいたら分かりますように、現地も関連性がございしますので、まとめて審議をしたいというふうに思います。

まず議案第 1 号と議案第 5 号の案件について、現地調査及び地域計画との整合の報告を調査委員からよりしくお願いをいたします。

(●●委員)

議案第 1 号受付番号 2 3 と受付番号 2 4 及び議案第 5 号受付番号 2 の案件につきまして、報告させていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

続きまして、議案第1号受付番号23と議案第5号受付番号2の案件はただ今申しましたように、譲受人が同じ方ですので、まとめて審議をします。2件を事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第1号受付番号23につきましては、議案書1ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書につきましては、議案書次のページの2ページをご覧ください。

該当農地につきましては、写真1ページをご覧ください。

続きまして、議案第5号受付番号2につきましては、議案書が飛びますけれども、19ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。こちらの農地中間管理機構を介した所有権移転につきましては、譲渡所得の特別控除などのメリットがあるのでございますけれども、対象農地が農振農用地区域のみでしか利用できないものとなっておりますのでございます。そのため、譲受人は同じ方ではございますが、農振農用地区域ではない●●●●●●●の所有権移転につきましては、先ほど見ていただきましたとおり、農地法第3条で、農振農用地区域でありますこちらの農地につきましては農地中間管理機構を介した所有権移転でというような扱いとなっておりますのでございます。

また先ほどと同じ内容になりますけれども、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書につきましては、議案書20ページをご覧ください。

所在地につきましては、先ほど見ていただきましたとおり、詳細地図及び該当農地の写真の1ページのほうが3条許可の案件でございます。写真飛びまして、8ページのほうに分かれてますが、8ページのほうが所有権移転の案件となっております。こちらの2筆につきましては、隣合った農地となっておりますのでございます。

(事務局)

それでは、会長よろしくをお願いいたします。

(会長)

ただ今、議案第1号受付番号23及び議案第5号受付番号2につきまして、事務局から説明がございましたが、この2件につきまして、何かご意見ご質問があれば頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょう。

よろしゅうございますか。位置的にはですね、2議案が隣接している土地だということでまとめて審議をさせていただいておりますが、いかがでしょう、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号23及び議案第5号受付番号2を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号24と報告第3号農地の使用貸借解約通知書について、使用貸借の合意解約、受付番号3は関連する内容ですので、これもまとめて審議をします。まず、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第1号受付番号24につきまして説明する前に、関連する内容といたしまして、報告第3号農地の使用貸借解約通知書について、使用貸借の合意解約、受付番号3を先に報告させていただきます。

報告第3号受付番号3につきましては、議案書飛びまして24ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真2ページをご覧ください。

本件につきましては、令和7年6月26日付けで会長専決をいたしまして、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

(事務局)

改めまして、議案第1号受付番号24に戻らせていただきます。こちらは議案書3ページの案件でございます。内容につきましては、記載のとおりとなっております、先ほど解約された農地とその隣の農地を借人でありました方のお父様を買われるというような内容となっております。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書につきましては、議案書次のページの4ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、同じく2ページをご覧ください。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第1号受付番号24及び報告第3号受付番号3について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号24を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をします。

(戸田委員 午後1時40分 入室)

(会長)

続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、4条許可と議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請(事業計画変更)に対する意見について、5条許可事業変更は関連する内容でございますので、これもまとめて審議をします。

まず、議案第2号及び議案第3号の案件について、現地調査及び地域計画との整合の報告を調査委員からよろしくお願いいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号1及び議案第3号受付番号1の案件につきまして、報告させていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長)

それでは続きまして、議案第2号受付番号1及び議案第3号受付番号1の案件について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第2号受付番号1につきまして説明をさせていただきます前に、関連する内容といたしまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請（事業計画変更）に対する意見について、5条許可事業変更でございますけれども、こちらの受付番号1を先に説明させていただきます。

議案第3号受付番号1につきまして、議案書9ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。こちらの案件につきましては、令和6年12月総会でご審議をいただきまして、すでに転用の京都府許可も下りておるような案件でございます。こちら備考欄にございますとおり、面積が狭くトラックの旋回が不可能であったため、となりの筆も転用し、一体で利用するため、前回転用した部分の計画を変更するというような案件でございます。具体的には南側、隣接する農地との境にU字溝とフェンスを設置予定でございましたが、それを取りやめるというような内容となっております。

また、農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見書案につきましては、議案書次のページの10ページから12ページ上部をご覧ください。12ページ下部につきましては、許可の基準となります運用通知の抜粋をお付けしておるところでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の3ページと4ページをご覧ください。3ページが写真でございまして、4ページにつきましては、土地利用図となっておりますところでございます。

改めまして、議案第2号受付番号1に戻らせていただきます。こちらは議案書5ページをご覧ください。内容につき

(事務局)

ましては、記載のとおりとなっておりますのでございます。こちらが、先ほどご説明をさせていただきました、隣接する農地を転用する案件となっております。

また、農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る意見書案につきましては、議案書6ページから8ページ上部をご覧ください。こちら8ページ下部に、許可の基準となります運用通知の抜粋をお付けしておりますのでございます。

なお、対象農地につきましては、両方とも農振農用地でございます。農振法上の利用目的変更の手続きも合わせて行われておりますのでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、先ほどと同じ3ページと4ページをご覧ください。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号1及び議案第3号受付番号1について、ご意見ご質問等はございませんか。

いかがでしょうか、よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1及び議案第3号受付番号1に許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府のほうに進達をいたします。

続きまして、議案第4号に入ります。議案第4号農用地利用集積等促進計画に係る要請についてを議題といたします。

まず、議案第4号の案件について、現地調査及び地域計画との整合の報告を調査委員から、よろしくお願いをいたします。

(●委員)

議案第4号受付番号2から受付番号4の案件につきまして、報告させていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、議案第4号受付番号2について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第4号受付番号2につきましては、議案書13ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書につきましては、議案書14ページをご覧ください。ご覧のとおり、借人につきましては、新規就農者となっておりますところでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページをご覧ください。

なお、皆さまのお手元に本日お配りしております資料Aと書かれた横長の書類をご覧ください。タイトルには、農地中間管理事業による権利設定の流れについてと書かれている書類でございます。こちらの書類につきましては、5月の総会の際にも同じ書類をお配りさせていただいておるんですが、一部変更がありましたので、ご報告させていただきます。左の中ほど、定例総会と書かれております四角の枠の中の下線部を引かせていただいたところでございます。地元委員の署名というところでございます。5月の総会時にご説明させていただいたときには、農地の貸借の案件が出てきましたら、総会後に地元委員さんによる署名が必要ですので、お願いいたしますというふうなお話をさせていただいたところでございます。資料Aの2枚目に付けさせていただいております「農用地利用集積等促進計画明細書」と書かれた横長の紙の右上のほうに地元委員さんの署名を書いていたところございました。この度、農地中間管理機構から取扱の変更の連絡がございまして、内容としましては、署名が必要な案件につきましては、地域計画外の農地貸借の場合に限るというふうな取扱になっております。具体的に申しますと、農振農用地での貸借につきましては署名はいらないが、農振農用地外の白地部分につきましては署名がいますと

(事務局)

というような取扱いでいいということでございますので、久御山町の場合につきましては、ほぼ署名はいらないというような取扱いに変更ということでございます。今回の総会にかけます案件につきましても、全て農振農用地の案件でございますので、地元委員さんに署名をいただくような案件は本月につきましてはないというようなことでございます。

それでは審議のほう、会長よろしく願いいたします。

(会長)

議案第4号受付番号2について、ただ今、事務局から詳細な説明がございましたが、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号2について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号3について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号3につきまして、議案書15ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。

権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書につきましては、議案書16ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号3について、ご意見ご質問はございませんか。

(会長)

いかがでしょうか、よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございますので、採決に入ります。議案第4号受付番号3について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号4について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第4号受付番号4につきましては、議案書17ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。

権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書につきましては、議案書18ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真7ページをご覧ください。

それでは、会長よろしくをお願いいたします。

(会長)

議案第4号受付番号4について、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第4号受付番号4について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

議案第5号につきましては、すでに審議済みですので、本日の審議案件につきましては、これで全て終わりたいと思います。これより報告案件に入ります。

それでは、報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、受付番号4について、事務局より報

(会長)

告を願います。

(事務局)

報告第1号受付番号4につきましては、議案書21ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真9ページをご覧ください。

本件につきましては、令和7年6月5日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

それでは、会長よろしく願います。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号4の報告がございましたが、この報告案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、次の報告第2号に入ります。

報告第2号2アール未満の農業用施設建築（設置）届出について、受付番号3について、事務局より報告願います。

(事務局)

報告第2号受付番号3につきましては、議案書22ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の10ページをご覧ください。

本件につきましては、令和7年6月20日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく願います。

(会長)

報告第2号受付番号3の報告がございましたが、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、続きまして報告第2号受付番号4について、事務局より報告願います。

(事務局)

報告第2号受付番号4につきましては、議案書23ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧ください。

本件につきましては、令和7年6月20日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

報告第2号受付番号4の報告がただ今、事務局からございましたが、この案件につきまして、何かご質問等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。特にご意見もご質問もないようでございます。

報告第3号につきましてはすでに報告済みですので、本日予定しておりました審議と報告は全てこれで終わりたいと思います。

————— 午後1時55分 終了 —————